

第二次安倍内閣がめざす労働の規制緩和、派遣法改悪

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所・前教授）

〔以下の論攷は、『学習の友』2014年5月号に掲載されたものです。〕

はじめに

第2次安倍内閣は労働政策や労働法の概念を全面的に転換しようとしています。それらはいまだ、経営者の専横から労働者を保護し、労働力の維持と再生産を可能にする政治的法的枠

組みでした。しかし、これからは経済の成長戦略を加速させることを目的に、経営者が最も活躍しやすくなるための手段に変貌させられようとしています。

そのためには、政策を遂行する官僚などのためらいや、既得権を奪われる労働者の抵抗などが邪魔になります。そのために考え出されたのが、労働者の代表などを排除した戦略的な政策形成機関で大枠を決め、その結果を労働政策審議会や国会審議に押し付けるというやり方です。

このような方向性と方法は、実は今回が初めてではありません。小泉内閣による新自由主義的な構造改革とその下で強行された労働の規制緩和や労働者派遣法の改悪などの先例があります。小泉内閣の官房長官として近くでそれを学んだ安倍首相は、同じようなやり方で労働の規制緩和や派遣法の改悪を実行しようとしています。

労働規制緩和の再起動

本来であれば、安倍首相は第1次内閣でこれらの政策を実行したかったでしょう。しかし、その時は参院選で大敗して1年で政権を投げ出す結果となり、時間的な余裕がありませんでした。加えて、小泉構造改革による貧困の増大と格差の拡大によって2016年頃から潮目が変わり、そのまま規制緩和政策を継続することができませんでした。

ところが、一昨年末の総選挙での民主党大敗と自民党の政権復帰によって、再び出番が回っ

てきたのです。こうして返り咲いた安倍首相は、先ずデフレ不況からの脱却を掲げ、アベノミクスと称されるような経済政策に取り組みました。大胆な金融緩和、大規模な財政出動と並ぶ「三本の矢」の一つに掲げられたのが成長戦略であり、その幹となったのが労働分野を含む規制緩和政策です。

しかし、第一次内閣の失敗に学んだ安倍首相は、7月までは右翼的なタカ派政策や急進的な規制緩和政策などは手控えていました。政策面での「安倍カラー」が全面的に強まってくるのは、参院選で勝利して衆参両院の多数が異なる「ねじれ」現象が解消してからです。こうして、労働分野での規制緩和政策、とりわけ労働者派遣法の改悪に向けた具体的な動きが8月以降に強まっていくこととなります。

舞台装置としての戦略的政策形成機関

労働側の代表を排除して政策の大枠を形成するために、安倍内閣は経済財政諮問会議と規制改革会議を再起動させ、日本経済再生本部と産業競争力会議を新設しました。このうち、小泉構造改革の規制緩和では経済財政諮問会議が大きな役割を演じましたが、今回は産業競争力会議と規制改革会議が主な舞台となっています。

その理由は、小泉内閣の下で構造改革の旗を振った竹中平蔵元経済財政担当相が経済財政諮

表1 規制改革会議に提案された事項

- ① 企画業務型裁量労働制にかかる対象業務・対象労働者の拡大
- ② 企画業務型裁量労働制にかかる手続きの簡素化
- ③ 事務系や研究開発系の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設
- ④ フレックスタイム制の見直し
- ⑤ 多様な形態による労働者に係る雇用ルールの整備
- ⑥ 労働条件の変更規制の合理化
- ⑦ 専門26業務における「付随的業務」の範囲等の見直し
- ⑧ 派遣元における無期雇用労働者に関する規制の緩和
- ⑨ 医療関連業務における労働者派遣の拡大
- ⑩ 有料職業紹介事業の見直し
- ⑪ 高卒新卒者採用の仕組みの見直し
- ⑫ 保育施設の充実等
- ⑬ 労使双方が納得する解雇規制の在り方

表2 「具体的な規制改革項目」

- 1 ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
- 2 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し
- 3 有料職業紹介事業の規制改革
- 4 労働者派遣制度の見直し

問会議の民間議員になることを拒まれ、産業競争力会議の方に回ったからです。竹中氏は人材派遣会社大手のパソナの会長ですから、あまりにも利害関係が露骨だと考えられたのかもしれませんが。

もう一つの規制改革会議には、大田弘子政策研究大学院大

学教授が議長代理として送り込まれました。第一次安倍内閣と福田内閣時代に竹中氏の後任の経済財政担当相として構造改革の旗を受け継いだ経験が買われたということでしょう。

こうして、戦略的政策形成機関を舞台に、官邸・経営者・御用学者が一体となって横槍を入れ、政策形成を歪めるといふ構図ができました。それによってどのような政策変更が狙われているのかについては、規制改革会議の下に設置された雇用ワーキング・グループで提起された「検討すべき事項」（表1）と同グループの「報告書」で提案された「具体的な規制改革項目」（表2）をご覧ください。

横やりによる派遣法改悪や特区構想のごり押し

昨年秋の臨時国会で改正研究開発力強化法が成立し、大学や研究機関での有期雇用の研究者などについては更新による無期転換申し込み権が発生するまでの期間が5年から10年に延長されました。これは産業競争力会議（第4回）で橋本和仁東大教授が「労働契約法に係る雇止め問題は、……研究者のキャリアパスの上で問題が生じるので、考慮されたい」と要望し、議員立法で提案され、実質的な審議なしで成立したものです。

また、派遣法改定の原案となった8月20日の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」に基づいて労働政策審議会で公益委員から骨子案が出されましたが、規制改革

会議雇用ワーキング・グループ（第16回会議）で大田弘子議長代理が厚労省の富田望課長に対して、「この骨子案で見る限り、かなり強い、前と全然変わらない表現ぶりになっていますので、これも御再考いただければと思います」と注文を付け、稲田朋美内閣府特命担当相も「今回、規制改革の意見が反映された部分はどうか」と圧力をかけています。富田課長は「今回公益委員案の中では二六業務を廃止してこうということ打ち出してください」と、これに迎合するような答弁をしていました。

産業競争力会議の竹中議員も第14回会議で意見書を出し、「特に『雇用』分野は、残念ながら、全く前進がみられない」として「国家戦略特区を完成させるべく、引き続き全力を尽くしたい」と決意を述べ、国家戦略特区諮問会議の民間議員に選ばれています。また、安倍内閣は雇用調整助成金を1175億円から545億円に減らし、労働移動支援助成金を2億円から300億円に増やしましたが、その背景には、「今は、雇用調整助成金と労働移動への助成金の予算額が1000…5くらいだが、これを一気に逆転するようなイメージでやっていただけると信じている」という産業競争力会議（第4回）での竹中議員の発言がありました。

むすびに代えて——矛盾と対抗

以上に見てきたような形で、政策内容も政策形成の手続きも歪められてきました。この点で

表3 派遣法改正案のポイント

- ・ 専門 26 業務の区分をなくして派遣期間の上限は「業務」ではなく「人」ごとになる。
- ・ 派遣先企業は労働組合の意見を聞けば(合意ではない)派遣の受入を続けられる。
- ・ 人材派遣会社に有期雇用されている場合、派遣労働者が同一職場で働ける期間は3年まで。
- ・ 人材派遣会社は3年経過後の人材に対して雇用機会の提供を義務付けられる。
- ・ 人材派遣会社に無期雇用されている場合、派遣労働者はおなじ職場で働き続けられる。
- ・ 届出制であった特定派遣制度は廃止し、すべての派遣事業者は国による許可制となる。
- ・ 一般労働者との「均等待遇」は「均衡を考慮しつつ」「配慮」することを求めただけ。

は、集团的自衛権の行使を容認する方向での政策変更のプロセスと似通っています。労働政策や労働法は、経営サイドの要望に沿う形で大きく変容しつつあります。

しかし、このような強引な政策転換はILOの国際労働基準が要請する政労使の代表による三者構成原則に反し、少なくとも矛盾と対抗を生み出しました。その一つは経産省主導の政策転換に対する厚労省の抵抗であり、第二はマスコミや世論による懸念と批判であり、第三に労働政策審議会での労働者側の抵抗です。

とりわけ、直接的な利害関係者でありながら、この間の政策転換のプロセスから排除されてきた労働者側

の対応が重要です。昨年10月には全労連や全労協などによって「雇用共同アクション」が結成され、日本弁護士連合会（日弁連）は12月に労働法制の規制緩和に反対して日比谷野外音楽堂で市民大集会を開催し、連合や全労連、全労協などナショナルセンターの違いを超える労働組合が結集しました。

産業競争力会議や規制改革会議など経営者側の強力な「助っ人」に対抗して、労働者側も「助っ人」を呼ぶ必要があります。それは運動と世論の力です。

国際的な労働基準と道理の力も借りて政策形成の歪みを正すとともに、通常国会に提出された派遣法改正案（そのポイントについては表3参照）の審議に際しても、運動と世論の力を背景に政党や議員、厚労省の官僚などに働きかけ、一方的に経営者に有利となる派遣法改正案の成立を阻まなければなりません。そうしなければ、派遣を臨時的・一時的に限るとした原則がくつがえされ、「生涯ハケン」に道を開くことになってしまおうでしょう。